

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会

## 平成 29 年度 事業計画

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 基本方針

少子高齢化の進展により、青森県の高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は全国平均（26.6%）を大きく上回る 30.1% となり、初めて 3 割台に到達した。

その背景には、出生率の低下に伴う人口自然減に加えて、若年者層の県外流出が相まって、人口の減少が高齢化を押し上げている。

こうした中において、本県経済成長の底上げや地域社会の活性化のためには、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなくその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていく必要がある。

このため、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するシルバー人材センター（以下「センター」という。）が高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現に向け、その受け皿としての機能を十分に果たし、人手不足分野や現役世代を支える分野で高齢者の就業機会を確保・提供するセンターの積極的な事業展開が期待されている。

このような認識の下、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、県内のセンターと連携しながら、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の基盤である「就業機会の拡大」及び「会員の拡大」に取り組み、高齢者の就業と社会参加を促進するとともに、国及び地方公共団体を始め、地域社会のシルバー事業に対する理解を深め、「生涯現役社会」の実現に向けたセンター活動の促進を図ることとする。

### 事業実施計画

#### I シルバー人材センター事業

##### 1 受託調整

青森県内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センター未設置町村を含めて県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

また、県内におけるセンター未設置地域の解消、広域的な仕事の需給調整及び就業

開拓等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 県内各センターと連携の下、「就業機会拡大」及び「会員拡大」のための企画、情報提供等
- (2) センター未設置地域の設置促進及び広域的な仕事の需給調整
- (3) 「シルバーしごとネット」等を活用した発注者とセンター間との需給調整

## 2 有料の職業紹介

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する県内の高齢者を対象に、実施事業所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

## 3 労働者派遣

労働者派遣事業の実施事業所を通じてセンターの会員を対象に労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な労働者派遣事業を行う。

## 4 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高齢者に対する意識啓発を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 「就業機会拡大」と「会員拡大」のための啓発・広報活動（リーフレット、ホームページ等）
- (2) 普及啓発月間（10月）の第3水曜日（10月18日）を「シルバーの日」と定め、県内一斉ボランティア活動等の実施
- (3) センター未設置町村等への月刊誌の配布

## 5 安全・適正就業の推進

県内全域で事故のない安全な就業及び法令厳守の適正な就業を徹底し地域からの信頼を高めるため、安全・適正就業の推進に係る指導・助言・研修、情報提供を行うとともに、センター会員の安全意識の高揚を図る。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催
- (2) 安全・適正就業推進強化月間の設定（7月）

- (3) 安全・適正就業パトロールの実施
- (4) 事故状況の収集とその分析、再発防止のフォローアップ、安全・適正就業に係る情報提供等

## 6 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国・県内の情報提供及び協議等に係る事務局長会議の開催
- (2) 事業推進に係る専門的知識の向上等を図るための研修会の開催
- (3) 法令遵守の業務運営、会計・事務処理、適正な公益法人運営等に係る個別訪問指導等の実施

## II 高齢者活躍人材育成事業

青森労働局からの委託を受け、地域の高年齢者が人手不足分野や現役世代を支える分野で就業することを目的に、就業に必要な能力を身に付けさせる技能講習等を実施し、①高年齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会・経済の維持・発展等のために、センターにおける地域高年齢者の就業促進を図る。

- (1) 技能講習内容の企画・立案
- (2) 技能講習受講者の募集・選定
- (3) 技能講習の実施

## III 高齢者スキルアップ・就職促進事業

高年齢者が増加する中、働く意欲のある高年齢者が、年齢に関わりなく生涯現役で働くことができるよう、①企業等へ高年齢者雇用に対する理解を深めるとともに、②高年齢者に未経験分野等で働く能力等を習得させる技能講習等を実施し、公共職業安定所等関係機関の協力を得ながら高年齢者の再就職等の促進を図る。

なお、青森労働局から一般競争入札(総合評価落札方式)により落札した場合に限る。

- (1) 本事業の高年齢者への周知、技能講習受講希望者の募集・受付
- (2) 技能講習受講希望者への導入支援
- (3) 技能講習の実施
- (4) 企業等への周知・広報、技能講習修了者への就職支援
- (5) 就職状況の把握、フォローアップ

#### IV 法人管理事業

##### 1 会員の状況

会員の種別	会 員 数	備 考
正 会 員	22 団体	国庫補助対象13団体、国庫補助対象外9団体
一 般 会 員	12 人	五戸町10人、南部町1人、階上町1人
賛 助 会 員	49 団体	市町村29団体、その他20団体

##### 2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

- |                 |
|-----------------|
| (1) 定時総会 (6月)   |
| (2) 理事会 (5月・3月) |